⑵⑹　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来型管理のための測量等に要する費用のうち、「出来型管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金を変更する試行工事である。

⑵⑺　本工事は、令和７年度本予算成立日以降、当該工事に係る予算事務手続きが整った場合についてのみ開札を行うものとするため、予算成立の事情により本工事の入札日及び開札日を変更又は取消すことがある。

２　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑽に示す要件をすべて満たさなければならない。

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港係）における港湾土木工事にかかる令和７・８年度一般競争参加資格の申請を行い受理されていること。

但し、開札の時までに、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格決定が得られない場合、並びに２⑶①及び②に記載の各客観点数を満たさない場合は、当該工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）に係る港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、850点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、850点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成21年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・陸上または海上において20,000㎥以上の裏込・裏埋材を投入した工事

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成21年度以に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・陸上または海上において10,000㎥以上の裏込・裏埋材を投入した工事

③　①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（技術指導者を配置する場合は当該技術指導者を含む）を当該工事に配置できること。

また、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成21年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）また、技術指導者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者の同種工事の施工経験は不要とし、配置する技術指導者は同種工事の施工経験を有すること。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・陸上または海上において裏込・裏埋材を投入した工事

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成21年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任技術者の工事の施工経験は求めない。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・陸上または海上において裏込・裏埋材を投入した工事

④　②及び③において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑤　監理技術者（技術指導者を配置する場合は当該技術指導者を含む）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　配置予定の主任技術者又は監理技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる１）から３）全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

１）⑹に掲げる主任技術者又は監理技術者に求める要件をすべて満たすこと。

２）別件工事で専任配置されていないこと。

３）定期的に配置予定主任技術者又は監理技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の配置予定主任技術者又は監理技術者等未経験者に求める競争参加資格要件は、⑹②、